

# 食物アレルギー児童の対応について

## 1 ねらい

食物アレルギーのある児童が、他の児童と同じように「健康的な」「安心できる」「楽しい」食生活を営むための支援を行う。

## 2 食物アレルギー除去対応の内容

- (1) 学校給食を給食室で調理する際、個別に「アレルギーを引き起こす原因となる食材（アレルゲン）」を除去する。除去対象になるアレルゲンは原則として、医師の診断・指示書に基づく食材とする。ただし、微量の混入によっても症状が出る場合、調理過程上混入の恐れがある場合は除去対応を控える。
- (2) 除去対応は、主食（アルファ化米を炊く時のみ）ならびに副食（おかず）を対象としており、委託による主食（ごはん・パン・麺）・加工品（デザート等）についての対応はない。
- (3) 飲用牛乳のみの除去は、調理室からの対応食提供には当たらないため、医師の診断・指示書の提出は不要とする。
- (4) 食物アレルギー除去対応を申し込んだ場合でも給食費は変わらない。ただし、飲用牛乳を飲まない場合は減額となる。
- (5) 成長に伴って、症状が改善されることもあるため、年に1回以上、定期的に医師の診断を受け、年度替りには更新願・指示書の提出を求める。診断および文書料等に要する費用については保護者負担とする。

## 3 食物アレルギー除去対応基準

次の(1)～(3)のすべてに当てはまる児童を対象とする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 医師の診察・検査により食物アレルギーと診断されていること</li><li>(2) アレルゲンが特定されており、医師からの食事療法を指示されていること</li><li>(3) 家庭でも食事療法を行っていること</li></ol> |
|---|

## 4 実施計画

### (1) 除去対応までの流れ

- ①新入生からの食物アレルギーに関する調査票（**全員提出**）による個別対応の要請【1月中】 **全児童・転入生を対象に最新の実態調査を実施【次年度へ対応】**
- ②生活管理指導表・指示書の配布，学校への提出【3月中旬】
- ③食物アレルギー除去対応基準・指示書に基づき，学校長および関係者（担任教諭・養護教諭・栄養士等）で対応内容を協議
- ④保護者と学校長および関係者とで面談，除去対応内容および緊急時対応（緊急連絡先・かかりつけ医療機関・症状への対処方法等）を協議・決定【3月中】
- ⑤決定事項について全教職員の共通理解をはかり，担任は学級指導を実施

(2) 具体的な献立計画と家庭との連携（例）

- ①家庭へ詳細な献立表（食材名・量）を配布
- ②保護者による点検・確認の上，除去希望食品を記入し提出
- ③確認・検討し，除去対応書を保護者・担任教諭へ配布
- ④保護者は除去対応書を確認し，押印のうえ提出

(3) その他

- ①必要に応じて保護者と面談を実施する。
- ②症状の中でもアナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあるため，全教職員が情報を共有し，適切な対応がとれるようにしておく。

アナフィラキシーとは・・・

- 食物，薬物，ハチ毒などが原因で起こり，皮膚，呼吸器，消化器など多臓器に全身性に症状が現れ，急速に進行するアレルギー反応のひとつ。  
特に血圧低下などの強い症状を起こすことを，アナフィラキシーショックという。

5 アレルギー疾患に対する取組（エピペンの使用）について保護者との確認事項

- 児童がアナフィラキシーに陥った時に「エピペン」を迅速に注射するためには，  
**児童本人が携帯・管理することが基本である。**（上記「ガイドライン」より）
- エピペンを児童が携帯・管理する場合は，保護者の同意を得た上で，地域の消防機関に情報提供をしておく。（文部科学省 通知文より）
- 症状によっては，児童が自己注射できない場合も考えられる。その際は，**事前に保護者の同意を得た上で**，教職員が処置をする。エピペンを使用した際は，保護者に緊急連絡をとり，すみやかに医療機関で受診させるものとする。
- **児童本人がエピペンを携帯・管理することができない状況にあり，対応を必要とする場合は，保護者に同意を得た上で，学校が代わってエピペンの保管を行う。**